

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）に関するQ & A

1 受講要件について

問1 障害福祉サービスに係る報酬加算の要件を満たしていないと、研修を受講できないか。

(答) 令和3年度東京都強度行動障害支援者養成研修（実践研修）募集要項（以下「募集要項」という。）2の「研修対象者」の要件を満たしている方であれば、どなたでも受講できます。加算の請求や届出の有無は受講要件ではありません。

問2 今年度の基礎研修に受講決定しているが、実践研修についても今年度に受講できるか。

(答) 基礎研修に受講決定していれば、研修修了予定として受講できます。基礎研修修了以降の日程を選択してお申込みください。実践研修の受講は基礎研修とは別に申込みが必要になります。

問3 都外施設の職員は対象外か

(答) 原則は対象外です。募集要項2「研修対象者」で都内の事業所に従事している方を対象としています。但し、定員に余裕のある場合は、都外施設の職員も受講できます。

問4 4日間の日程のうち、1日のみの受講は可能か。

(答) 受講できません。募集要項2「研修対象者」で「研修の全過程に参加可能な方」を対象としています。全課程に参加が可能な日程にお申込みください。

問5 基礎研修を受講していないサービス管理責任者は実践研修を受講できるか。

(答) 受講できません。基礎研修の修了（修了見込みを含む。）が受講要件です。

問6 他県で実施された強度行動障害支援者養成研修の基礎研修を修了しているが、東京都の実践研修は受講できるか。

(答) 他県で実施された基礎研修が「厚生労働省の定める強度行動障害支援者養成研修の基礎研修」であれば、全国で実施される実践研修を受講できます。その場合は、修了証書にその旨が記載されていますのでご確認ください。

2 申込方法について

問7 障害福祉サービス等事業所からの申込者が、申込書（個人用）により郵送で申込することは可能か。個人が申込フォームからインターネットで申し込めるか。

（答）できません。選考に必要な項目が異なるため、募集要項4「受講申込」（1）に記載してある申込方法以外の申込みは無効です。

問8 窓口への持参提出は可能か。

（答）できません。

問9 同一法人内の事業所は、まとめて申込みを行ってもよいか。

（答）申込フォームへの入力、事業所ごとに作成してください。1人の研修担当者が複数の事業所分の入力をすることは可能です。

問10 申込フォームへのアクセスパスワードがわからない。

（答）東京都福祉保健局から送付している周知メール本文に記載（郵送で募集要項を送付している事業所には要項類に同封）していますので、ご確認ください。

問11 強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了証書や基礎研修受講決定通知のコピーをどのようにウェブ申込みフォームにのせればいいのか。

（答）基礎研修修了証書の場合には、修了証書をスキャンや写真にとり、1MB以下の画像データ（jpeg、gif、PDF等）にしてください。そして、ウェブ申込みフォームの「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」の修了状況1で「修了」を選択すると表示される「修了証・受講決定通知添付1」の項目にある参照をクリックし、その画像データを選択し、申込フォームにアップロードしてください。基礎研修受講決定通知も同様に行ってください。

問12 第1期の講義と第2期の演習を組み合わせることは可能か。

（答）開催時期が異なる日程を組み合わせることはできません。第1期の講義を受講する場合の演習は1Aまたは1Bの日程を、第2期の講義を受講する場合の演習は2Aまたは2Bの日程を希望してください。

3 受講者推薦書の記載内容について

問13 事業所からの推薦人数が10人以上になる場合はどうしたらよいか。推薦人数に制限はあるか。

（答）電話にてお問い合わせください。

問14 管理者等が受講を希望する場合、受講者推薦書はどのように記入したらよいか。

（答）管理者が受講者（管理者本人）を推薦する形で受講者推薦書を作成してください。

問15 複数のサービスで指定を受けている事業所の場合、事業種別はどのように記入したらよいか。

（答）該当するサービス種別のすべての番号に○をつけて下さい。

問16 「同一事業所内での強度行動障害支援者養成研修（実践研修）必要修了者数」は何を記載すればよいか。

（答）令和2年4月1日時点における加算項目の届出を基に報酬加算の請求に最低限必要な修了者数をご記入ください。算定に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について（障発0330第4号平成30年3月30日付）」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）の一部改正について（障発0330第5号平成30年3月30日付）」をご参照ください。

問17 「加算対象利用者数」とは何か。

（答）募集要項の1ページ目に「強度行動障害を有する者（児）とは（目安）」のとおり、厚生労働省から判定基準が示されています。具体的には、区市町村が判定して、対象者であればその旨が受給者証に記載されていますので、そちらをご確認ください。加算の届出予定がない場合は、加算対象利用者数を算出する必要はありません。

問18 加算対象利用者数を算出すると、小数点以下の端数が出てしまうが、どのように記載すればよいか

（答）小数点以下の端数が生じた場合は、端数を四捨五入して算出してください。

問19 事業者の推薦のない個人の申込みはできないか。

（答）障害福祉サービス等事業所に現在従事している、もしくは今後従事する予定のある方は、申込締切り後、定員に余裕があった場合は申込みを受け付けます。事業所から推薦のある方が優先で受講決定されます。

問20 既に申込フォームに登録した後、さらに受講させたい職員を追加したい場合は追加で入力できるか。

（答）同一の事業所から複数回の申込があった場合、内容が異なっても重複申込として前回の申込は無効となります。申込前に必ずご確認をお願いいたします。申込者をあとから追加する場合は、最初に入力したすべての申込内容をもう一度入力してください。最新の申込内容で受付いたします。

問21 既に申込フォームに登録した後、入力内容を訂正したい部分がある場合はどのようにしたらよいか。

（答）登録済みの内容をあとから修正することはできません。申込前に必ずご確認をお願いいたします。登録内容を訂正する場合は、最初に入力したすべての申込内容をもう一度入力してください。最新の申込内容で受付いたします。

4 申込書の記載内容について

問22 希望する日程を第3希望まで記入することになっているが、希望する日程が1つしかない場合でも第3希望まで記入が必要か。

（答）希望する日程が1つのみの場合は第3希望まで記入する必要はありませんが、記入された日程の中でのみの調整となります。但し、基礎研修の受講終了後の日程でお申込みください。

問23 実務経験について、「強度行動障害を有する者（児）に対する支援に携わった経験年数」は何を記載すればよいか。

（答）募集要項1「目的」の「強度行動障害を有する者（児）とは（目安）」の内容をご確認のうえ、記載してください。支援の経験がない場合は空欄でご提出ください。受講決定した方の演習グループ分けの参考とさせていただきます。

問24 申込フォームにきちんと登録されたか、確認したい。

（答）申込フォームに登録すると、研修担当者へ確認メールが送付されます。1日以上、確認メールが届かない場合は、登録メールアドレスが異なっているか、正常に登録されなかった可能性があります。その場合は、電話でお問い合わせください。

5 受講決定について

問25 受講決定通知はいつ頃送付されるか。

(答) 令和3年8月上旬頃の発送を予定しています。

6 行動援護従事者養成研修との関係について

問26 行動援護従事者養成研修とはどのような関係か。

(答) 行動援護従事者養成研修の課程は、強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修と同一です。行動援護従事者養成研修等を修了した方は、強度行動障害支援者養成研修の受講の必要はありません。

問27 強度行動障害支援者養成研修と行動援護従事者養成研修の違いは何か。

(答) 強度行動障害支援者養成研修は、主に施設に従事する方を対象とした研修内容となっているのに対し、行動援護従事者養成研修は居宅系のサービスに従事する方が対象となっています。居宅系のサービスに従事する方は、行動援護従事者養成研修を受講することをお勧めします。この研修の開催状況については、東京都福祉保健局の下記ホームページで確認できます。

※東京都福祉保健局「2 障害者居宅介護従業者基礎研修等 開講日程の御案内」
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/seifuku/chiiki/shirase/kyotaku.html>

問28 行動援護の従事要件になっている研修内容はなにか。

(答) 行動援護従事者養成研修修了もしくは強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修の修了です。

7 オンラインによる開催について

問29 オンライン研修の受講に必要なものは何か。

(答) 受講の際には、受講者ごとにパソコンをご用意ください。タブレット・スマートフォンは処理能力が劣り研修の進行に支障が出ますので、お避け下さい。パソコン以外のデバイス（端末）で受講される場合は不具合のお問合せは対応できません。オンライン受講に必要な推奨環境等については、別紙3「オンライン受講で推奨するシステム要件」をご確認ください。

問30 自宅にパソコン等のオンライン講義の視聴環境がない場合、受講できないか。

（答）オンライン講義の視聴に必要な環境及び視聴時間は、受講者を推薦する事業所が責任をもって確保してください。感染拡大防止のため、集合研修による講義は予定していません。

問31 オンライン会議システムを利用したことがないが、操作はかんたんか。

（答）今回の研修はZoomを使用して実施する予定です。操作に特別な知識等は不要です。受講決定者には、事前に初期設定等や参加方法に関するガイドを配布するとともに、講義前にテスト会議室を実施し、実際の操作について説明する予定です。設定や操作に不安のある場合はテスト会議室にご参加ください。

問32 今後はずっとオンラインでの実施か。

（答）今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてオンラインで実施しますが、次年度以降は未定です。

8 その他

問33 昨年度の申込状況は。

（答）令和2年度の実践研修申込状況は以下のとおりです。

募集定員	180名
申込者数	470名
受講決定者数	185名